

避難指示区域外(平成27年6月15日時点)から避難されている方への

## 民間賃貸住宅等家賃への支援制度について

## 当初の枠組

## 対象世帯

- 県内避難  
応急仮設住宅の供与期間終了後も避難の継続が必要な妊婦・子ども世帯
- 住まい  
民間賃貸住宅、UR住宅
- 対象  
被災者生活再建支援金の対象世帯、原子力損害賠償(住居確保損害)の対象となる世帯など、他制度による支援がある世帯は除く。
- 転居  
現在居住している都道府県内(県内は避難先の市町村内)の転居

## 収入要件

- 基準額 月額所得15万8,000円

## 対象期間

- (平成29年4月から2年間。最大3ヶ月間(平成29年1月~3月)の前倒し可)
- 事業開始後に契約したもの

## 補助対象経費

- 家賃、共益費

見直し



## 決定内容

## 対象世帯

- 県内避難  
応急仮設住宅の供与期間終了後も避難の継続が必要な妊婦・子ども世帯、指定難病や障がい(障害等級第1級、第2級)のため避難先の特定の病院での治療を必要とする世帯
- 住まい  
収入に応じた家賃設定をしている公営住宅以外の住宅(雇用促進住宅を含む。)
- 対象  
原子力損害賠償(住宅確保損害及び家賃に係る賠償)の対象世帯は除く。
- 転居  
現在居住している都道府県内(県内は避難先の市町村内)の転居。ただし、東京都、神奈川県、埼玉県については、関東地方内の転居まで認める。また、福島県外に避難中の妊婦・子ども世帯については、福島県内へ転居し、避難を継続(避難元市町村以外の県内市町村)することも認める(※)。

(※)ふるさと住宅移転支援事業(引越補助)との併用不可

## 収入要件

- 基準額 月額所得21万4,000円

## 対象期間

- 平成29年1月分から平成31年3月分まで。
- 制度を公表した平成27年12月25日以降に契約したもの

## 補助対象経費

- 住宅の賃貸借契約書に記載されている経費(家賃、共益費、駐車場)

## 避難指示区域外(平成27年6月15日時点)から避難されている方への

## 民間賃貸住宅等家賃への支援制度について

## (1) 対象世帯

応急仮設住宅等に避難している世帯のうち、収入要件を満たし、供与期間終了後も民間賃貸住宅等で避難生活を継続することが必要な世帯。

ただし、福島県内に避難している場合は、次の世帯に限る。

- ①妊婦がいる世帯。
- ②18歳以下の子どもがいる世帯。
- ③避難生活の長期化に伴い、指定難病や障がい（障害等級第1級、第2級）のため避難先の特定の病院での治療を必要とする世帯。

## 対象外

- 住まい 収入に応じた家賃設定をしている公営住宅
- 世帯 原子力損害賠償（住居確保損害及び家賃に係る賠償）の対象世帯

## ※転居について

- 一定条件（手狭、通院・通学、家賃が低廉な住宅への転居など）のもとで、現在居住している都道府県内（福島県内での避難世帯は避難先の市町村内）の転居を認める。

ただし、東京都、神奈川県、埼玉県への避難世帯は、関東地方内での転居を認める。

- 県外避難世帯のうち、妊婦・子ども世帯（上記①、②）は福島県内（避難元市町村以外）での避難継続も対象とする。

## (2) 収入要件

基準額「月額所得 21万4,000円以下」の世帯を対象とする。

$$\text{基準額} = \frac{\text{世帯全員の年間所得の合計} - (38\text{万円} \times \text{同居者数})}{12\text{か月}} \leq 214,000\text{円}$$

- 母子避難などの二重生活世帯は、「子ども・被災者支援法」に基づく公営住宅入居の優先的取扱いに準じて、世帯全体の所得を2分の1として取扱う。

## (3) 対象期間

平成29年1月分から平成31年3月分まで。

- 制度を公表した平成27年12月25日以降の住宅の賃貸借契約を対象とする。

## (4) 補助率、補助額

## ○家賃等の補助

住宅の賃貸借契約書に記載のある金額（家賃、共益費、駐車場）

- ・平成29年1月～平成30年3月分 家賃等の2分の1  
（一月当たり最大3万円）
- ・平成30年4月～平成31年3月分 家賃等の3分の1  
（一月当たり最大2万円）

○住宅の賃貸借契約に係る初期費用の補助 定額 10万円

## 今後のスケジュール（想定）

- 8月末 補助金交付要綱等の制定、戸別訪問（第2クール）開始（制度の周知）
- 10月～ 収入要件等の事前審査（希望世帯のみ）、補助申請受付開始
- 平成29年1月～ 交付決定後、初期費用の補助金支出、家賃の補助金支出

